

草加市みんなでまちづくり自治基本条例

運用方針

令和3年度～令和6年度

草加市

1. 策定の目的

本市では、平成16年に、すべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくるために草加市みんなでまちづくり自治基本条例(以下「本条例」という。)を制定し、市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりが進められています。

平成30年度から令和元年度には、本条例第29条の規定に基づき、市民検証委員会による検証が行われ、近年の社会状況等を踏まえたこれからの市民自治を進めるための方向性が示され、それに基づく本条例の運用が求められました。

この検証報告を受け、市民、市議会、市によるパートナーシップによるまちづくりをこれからも保障し、市民の積極的なまちづくりへの参画と、市による次代をも見据えたまちづくりを行っていくために、社会状況等の変化に応じた本条例の運用についての方針(以下「本方針」という。)を示すものです。

2. 位置づけ

本方針は、草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会からの検証報告(令和2年3月)を参考に、草加市みんなでまちづくり自治基本条例庁内検証委員会で検討を進め、本条例の運用方針を示したものです。

本条例では、第7条で市民のまちづくりへの参画を、第11条で市民の参画を前提とした市による施策や事業の実施を規定していることから、同条の規定に基づき第四次総合振興計画第二期基本計画を策定し、「快適都市」を実現するために必要な施策や事業を行っています。

本方針により、本条例と本条例を根拠とした総合振興計画に基づいた市の取組の関係を明確にし、引き続き、市民、市議会、市が市民自治を基本としたパートナーシップによるまちづくりを推進していく観点から、具体的な施策などとして取組を進めていきます(下図)。

なお、本方針に基づく取組結果は、令和6年に予定している本条例の検証委員会において検証し、必要に応じて条例の改正などを検討する資料とします。



3. 期間

本方針の期間は、次回の本条例の検証までの4年間とします。

年度		令和					
		元	2	3	4	5	6
		2019	2020	2021	2022	2023	2024
条例	運用方針		策定	みんなまち条例運用方針(R3~R6)			
	検証	検証					検証
総合振興計画	基本構想	~R17年					
	基本計画	第一期 (H28~R1)	第二期 (R2年~R5年)			第三期 (R6~R9)	
	実施計画	R1	R2	R3 運用方針を反映	R4	R5	R6

4. 方針の基本的な考え方

(1) 市民自治の方向性

みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会による検証結果を勘案して、市民自治の進むべき方向性を示すものです。

(2) 本条例の運用方針

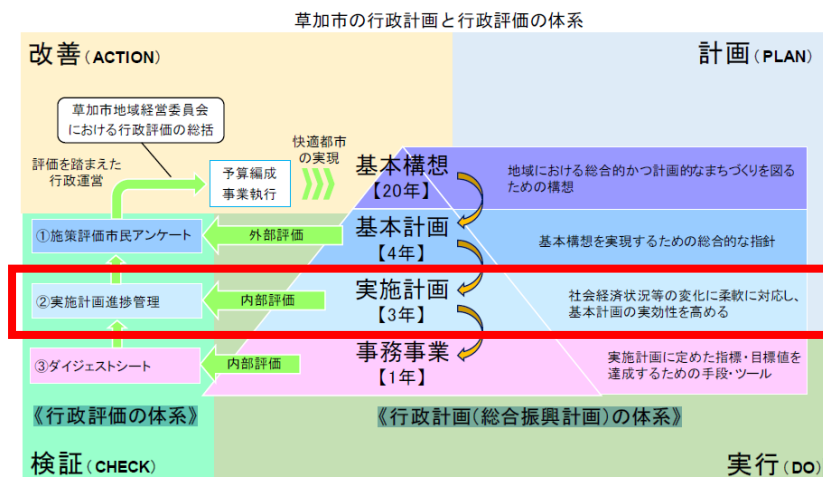
(1)で示した市民自治の方向性に基づき、関係する本条例の条文の運用方針を示すものです。

(3) 本方針に基づく施策と進捗管理

(2)で示した運用方針を総合振興計画に基づく取組として、実施計画と一体となった進捗管理を行います。

(4) 運用結果

本方針による総合振興計画に基づく取組を結果としてまとめ、令和6年度実施予定のみんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会にて、検証を行います。



《本方針における主な関連施策》

みんなでまちづくり自治基本条例		総合振興計画実施計画		
市民自治の方向性	条文	施策/施策の柱	活動指標	成果指標
[方向性1] 若い世代の力を活かしたまちづくり	第12条 第15条 第16条	36市民参画制度の推進 01市民参画制度の充実	市民参画制度 周知回数	審議会委員の公募倍率
[方向性2] 多様な市民の議論の場を活かした政策形成	第19条 第24条 第25条 第26条	04良好なまちづくりの推進 01計画的な土地利用の誘導	コミュニティプラン策定地区数	-
		16総合的な高齢者施策の推進 02社会参加と生きがいづくり	-	生活支援コーディネーターと連携し、地域づくりや支え合いの活動を行う団体数
[方向性3] 多様な市民や組織の連携促進	第20条 第21条	13地域とともに栄える産業の振興 01にぎわいの創出	連携して活性化事業を行う商店会の割合	日常の買いもの等で地元の商店・商店街を利用する市民の割合
		22 市民自治の推進 02 市民活動の推進	応援基金助成金の交付団体数	市民活動センター登録団体数
[方向性4] コミュニティにおける人間関係	第3条	09危機管理体制の強化 03地域防災力の強化	-	訓練を実施した自主防災会数
		10防犯対策の推進 02防犯対策	草加市自主防犯活動補助金の交付団体数	人口1,000人当たりの刑法犯罪認知件数
		17児童福祉の推進 01子育て支援の推進	情報サイトぼっくするんへのアクセス件数	子育て応援隊登録団体数(個人・法人含む)

		19目指す「草加っ 子」(15歳の姿)を育 む幼保小中を一貫 した教育の推進 01学校・家庭・地域 の連携・協働の推進	-	学校応援団の人数
		22市民自治の推進 01地縁活動の推進	自治協力団体 補助金の交付団 体数	町会・自治会へ の加入率
		22市民自治の推進 02市民活動の推進	応援基金助成 金の交付団体数	市民活動センタ ー登録団体数
[方向性5] 福利厚生のあるコミュ ニティ(閉じこもり予 防)	第6条 第7条	16総合的な高年者 施策の推進 02社会参加と生き がいがづくり	-	生活支援コーデ ィネーターと連携 し、地域づくりや 支え合いの活動 を行う団体数
		23地域福祉の推進 01地域福祉活動の 推進	CSW延べ相談 件数	-
[方向性6] 職員の政策力の向上 と協働で取り組む環 境・基盤の整備	第18条	35市民とともに考え 行動する職員の育 成 01職員人材育成の 充実	人材育成システ ム(人事評価)と 連動した内容の 研修を実施した 数	-
		37社会ニーズへの 的確な対応 03組織の整備	組織横断的な検 討・調整会議(C FT会議)の実施 回数	-
[方向性7] 現場創発による政策 実現に向けた予算の 確保		40計画的で効果的 な行政の推進 01計画行政の推進	-	実施計画の各指 標における成果 指標の達成率

5. 条例の運用方針

方向性1 若い世代の力を活かしたまちづくり

《関係条文》

(説明責任・応答責任)

第12条 市は、施策の進捗状況や意思決定の過程について、市民にわかりやすく説明します。

2 市は、市民から意見、要望、苦情などがあつたときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。

3 市議会は、市民に対し、市政に関する説明責任が十分に果たされるよう努めます。

(パブリックコメント)

第15条 市は、重要な条例の制定や計画の策定などをするときは、事前に案を公表し、市民の意見を聴くように努めます。

2 前項の規定により、市民の意見が提出されたときは、その意見に対する市の考え方を公表します。

(審議会委員などの公募)

第16条 市は、審議会その他の附属機関などの委員には、公募による委員を加えるよう努めます。

■現状と課題

平成16年に草加市みんなでまちづくり自治基本条例が制定され、説明責任・応答責任、パブリックコメント、審議会委員の公募の規定により、市の重要政策の策定過程において、市民からの意見の集約により、パートナーシップによるまちづくりに向けた市民参画を積極的に進めてきました。

地域では、町会・自治会などの中核を担う役員の高齢化が進み、新たな担い手が不足しています。より多くの市民の参画を促進するためにパブリックコメント、審議会委員の公募等の市民参画制度を積極的に周知し、地域の新たな担い手となる若い世代を含む幅広い市民の意見を政策として受け止められるよう、市民参画のための仕組みの整備充実を図ることが必要です。

■運用方針

多様な世代の市民からの意見を政策につなげられるよう、パブリックコメントや審議会委員の公募などの市民参画のための仕組みの整備充実を図るとともに、市の施策や市民参画制度について、周知方法を工夫するなど、幅の広い市民参画を促進します。

■総合振興計画の関係施策

■施策	36 市民参画制度の推進
■施策の柱	01 市民参画制度の充実
■活動指標	市民参画制度周知回数 草加市みんなでまちづくり自治基本条例に基づく市民参画制度について一層の理解・浸透を図り、参画する市民を増やすことにより、市民に開かれた市役所の確立を推進します。
■成果指標	審議会委員の公募倍率 パブリックコメントに対する意見提出数を増加傾向とし、審議会委員の公募倍率を高めることにより、市政に参画する市民を増やします。
■関連分野別計画等	草加市民アンケート

■市民検証委員会による評価の視点

- パブリックコメントによる、若い世代からの意見の数
- 審議会などの委員に選出された、若い世代の委員の数
- 若い世代のまちづくり参画機会の創出
- 市民参画制度の周知における工夫
- まちづくり活動に参加する若い世代の数
- ふるさとまちづくり応援基金に応募する若い世代の団体の数
- 若い世代の視点による新しい政策の数

方向性 2 多様な市民の議論の場を活かした政策形成

《関係条文》

(組織づくり)

第19条 パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民は組織を作ることができ、市は必要な組織を作ります。

(まちづくり活動の登録など)

第24条 市民は、パートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

2 市民は、一定の地域のパートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、地域まちづくり団体を作り、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

3 第1項と第2項により、まちづくり活動の登録をした市民(以下「まちづくり登録員」といいます。)は、他の市民と連携し、主体的にまちづくり活動を行うとともに、まちづくり計画の作成に積極的に取り組みます。

(まちづくり計画の提案)

第25条 まちづくり登録員は、次条のみんなでまちづくり会議の場で、まちづくり計画を提案することができます。

(みんなでまちづくり会議)

第26条 市は、次の事項について市民の参画を実現するため、まちづくり登録員で構成するみんなでまちづくり会議を開催します。

(1) 前条のまちづくり計画の提案

(2) パートナーシップによるまちづくりの政策提言

(3) この条例の運用の監視

(4) この条例の調査・研究

(5) その他この条例に基づくまちづくり

2 市は、前項の内容を公表します。

3 市は、みんなでまちづくり会議において提案され、話し合われた事項について、市政に反映するよう努めます。

4 市は、前項の反映結果について公表し、みんなでまちづくり会議で説明をします。

5 みんなでまちづくり会議は、前項の反映結果について納得できない場合は、別に定めるところにより、市議会で意見を述べる機会を求められます。

6 市議会は、前項の意思を尊重します。

■現状と課題

草加市みんなでまちづくり自治基本条例の基本方針に基づき、市民の主体的なまちづくりを進めるため、「まちづくり活動の登録」「まちづくり計画の提案」「みんなでまちづくり会議」に取り組んできました。

近年では、様々な形式により分野ごとに計画や政策に対して、関係する市民や団体が議論し、市民の意見を政策に反映していく場を設置しています。

今後は、草加市みんなでまちづくり自治基本条例の基本方針である「総合的・計画的・民主的にまちづくりに取り組む」ために、市民の議論の場を整理し、多様な主体のまちづくりへの参加を促すことが必要です。

■運用方針

草加市みんなでまちづくり自治基本条例に基づく「みんなでまちづくり会議」と、様々な形式にて各分野で実施されている市民の議論の場をより活性化するために整理し、「まちづくり活動の登録」「まちづくり計画の提案」との整合性を図るとともに、多様な主体が分野横断的に総合的・計画的・民主的なまちづくりに取り組むために仕組みを検討します。

■総合振興計画の関係施策

■施策	04良好なまちづくりの推進
■施策の柱	01計画的な土地利用の誘導
■活動指標	コミュニティプラン策定地区数(累計地区数) 市内10のコミュニティブロックごとに懇談会の場を設け、話し合いの場を通じて、地区ごとのコミュニティプランを策定します。
■成果指標	- コミュニティプランを策定した地区において、策定後も地区のまちづくりを議論するプラットフォームとしての地区別懇談会が自律的に開催され、コミュニティプランに掲げるプロジェクトの実現に向けた協働のまちづくりを進めることを目指します。
■関連分野別計画等	まちづくりの基本となる計画 (草加市都市計画マスタープラン2017-2035)

■施策	16総合的な高年者施策の推進
■施策の柱	02社会参加と生きがいづくり
■活動指標	- 地域住民が主体となる地域づくりや支え合いの活動を生活支援コーディネーターが調整・支援を行います。
■成果指標	生活支援コーディネーターと連携し、地域づくりや支え合いの活動を行う団体数 生活支援コーディネーターと連携を図り、地域づくりや支え合いの活動を行う団体等を創設・支援し、市民が活用できる地域資源を増やします。
■関連分野別計画等	草加市高年者プラン

■市民検証委員会による評価の視点

- 分野横断的な市民の議論の場から形成された政策の数
- みんなでまちづくり会議への参加者の数

方向性 3 多様な市民や組織の連携促進

《関係条文》

(基金などの設置)

第20条 市は、市民の主体的なまちづくり活動の支援を目的とする基金と制度を作ります。

(拠点・ネットワークづくり)

第21条 市民、市は、まちづくりの拠点やネットワークづくりに努めます。

■現状と課題

草加市みんなでまちづくり自治基本条例の基本方針に基づき、資金・人材・情報・場所などに関して、ふるさとまちづくり応援基金・まちづくり講座・市民交流活動センター及びコミュニティセンターの整備など、支援策を実施してきました。

近年では、共通の目的を持った市民グループなどの目的型のコミュニティ活動が活発化しており、地域課題を解決する担い手としても期待されています。

今後は、多様な主体によるコミュニティ活動が分野横断的に交流・連携し、地域課題の解決に向けた新たな活動が求められています。

■運用方針

目的型のコミュニティ活動が分野横断的に交流・連携し、地域課題の解決に向けた新たな活動に対し、ふるさとまちづくり応援基金等による支援を検討します。

また、クラウドファンディングを活用して活動している団体やソーシャルビジネスを実施している企業など、多様な主体によるコミュニティ活動を把握し、まちづくりのネットワークづくりに努めます。

■総合振興計画の関係施策

■施策	13地域とともに栄える産業の振興
■施策の柱	01にぎわいの創出
■活動指標	連携して活性化事業を行う商店会の割合 草加市商店連合事業協同組合等が実施する商店会が連携する活性化事業を支援します。
■成果指標	日常の買い物等で地元の商店・商店街を利用する市民の割合 商店街元気倍増事業による商店街連携型事業、にぎわいづくり事業等、リノベーションまちづくりの推進を通し、市民に商店街等地域商業に目を向けていただくことで、日常的に利用する市民を増やします。
■関連分野別計画等	草加市産業新成長戦略

■施策	22市民自治の推進
■施策の柱	02市民活動の推進
■活動指標	草加市ふるさとまちづくり応援基金助成金の交付団体数(累計) 市民活動団体の主体的なまちづくり活動を支援するため、草加市ふるさとまちづくり応援基金助成事業規則に基づき団体の活動に必要な費用の一部を助成します。
■成果指標	市民活動センター登録団体数 多様な主体によるコミュニティ活動が盛んになることを目指します。
■関連分野別計画等	草加市ふるさとまちづくり応援基金助成事業規則 市民活動センター協働のひろば運営会議設置要綱

■市民検証委員会による評価の視点

- 市が把握する多様な主体によるまちづくり活動を行う団体の数
- 市が把握する団体が自主的に交流し、協働・連携により地域課題の解決や新たな活動を実施

方向性4 コミュニティにおける人間関係

《関係条文》

(基本方針)

第3条 市民、市議会、市は、次の基本方針に基づいて、総合的・計画的・民主的にまちづくりに取り組みます。

- (1) すべての市民が参画できるまちづくりを進めます。
- (2) 市民の自立と自律によるまちづくりを進めます。
- (3) 市民主体のまちづくりを進めます。

■現状と課題

住民がともに支え合えるつよいまちづくりの推進に資するため、「草加市町会・自治会への加入及び参加を促進する条例」を制定し、町会・自治会の活動の支援に取り組んできました。

市の地域政策において重要な役割を担う町会・自治会への加入率は微減傾向にあり、地域のまちづくり活動への参加経験がない市民がいるものの、市民意識としての、社会貢献や地域活動に対する関心が高まっており、多様な主体によるコミュニティ活動が盛んになってきています。

今後は、同じ地域に住む市民がお互いに支え合い、誰もが参加しやすいコミュニティの構築に向け、若い世代の参加や地域リーダーの育成、地域活動の活性化や自主的な地域活動、町会・自治会の交流・連携などの取組が求められています。

■運用方針

地域コミュニティの意義や必要性が再認識されている中、市の地域政策における町会・自治会への更なる支援とともにコミュニティを幅広く捉え、自主的な地域活動と町会・自治会の交流・連携などの新たなコミュニティの在り方を検討します。

■総合振興計画の関係施策

■施策	09危機管理体制の強化
■施策の柱	03地域防災力の強化
■活動指標	- 引き続き自主防災組織に対し、5万円の草加市自主防災組織育成事業補助金を交付し、自主性をもって備蓄品の管理及び防災訓練が実施できるよう支援を行います。
■成果指標	訓練を実施した自主防災会数 来年度以降も各自主防災組織が、年1回以上の安定した訓練を実施できるよう支援していきます。
■関連分野別計画等	草加市地域防災計画

■施策	10防犯対策の推進
■施策の柱	02防犯対策
■活動指標	草加市自主防犯活動補助金の交付団体数 町会・自治会などの自主防犯団体に対して、草加市自主防犯活動補助金交付要綱に基づき、活動に必要な費用を補助するなどして自主防犯団体の育成及び増加を図ります。
■成果指標	人口1,000人当たりの刑法犯罪認知件数 自主防犯団体の増加により、市民の自発的な防犯活動が活発となり犯罪の発生を減少させます。
■関連分野別計画等	草加市安全安心まちづくり計画

■施策	17児童福祉の推進
■施策の柱	01子育て支援の推進
■活動指標	<p>情報サイトぼっくるんへのアクセス件数</p> <p>「市内で子育てをしている市民が、知りたい情報・必要な情報」へ簡単にアクセスできるよう、平成26年度から草加市と市民協働で「そうか子育て応援・情報サイトぼっくるん」を運営しています。市民と協働で運営することで、市民目線に立った細やかな情報を提供します。</p>
■成果指標	<p>子育て応援隊登録団体数(個人・法人含む)</p> <p>草加市で子育て支援を行う団体や個人等で構成される「子育て応援隊」を「ぼっくるん」で紹介し、子育て支援ネットワークの拡充に努めています。子育て応援隊の活動内容を周知することで、地域ぐるみで子育て支援する環境整備を図ります。</p>
■関連分野別計画等	草加市こどもプラン

■施策	19目指す「草加っ子」(15歳の姿)を育む幼保小中を一貫した教育の推進
■施策の柱	01学校・家庭・地域の連携・協働の推進
■活動指標	<p>-</p> <p>学校応援団の活動を通じ、学校が積極的に家庭や地域に働きかけ、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。</p>
■成果指標	<p>学校応援団の人数</p> <p>学校応援団の活動を通じ、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。</p>
■関連分野別計画等	草加市教育振興基本計画

■施策	22市民自治の推進
■施策の柱	01地縁活動の推進
■活動指標	<p>自治協力団体補助金の交付団体数</p> <p>町会・自治会の取組みに対し、草加市自治協力団体補助金の交付を通じて支援します。</p>
■成果指標	<p>町会・自治会への加入率</p> <p>町会・自治会の加入及び参加の促進に努めます。</p>
■関連分野別計画等	-

■施策	22市民自治の推進
■施策の柱	02市民活動の推進
■活動指標	草加市ふるさとまちづくり応援基金助成金の交付団体数(累計)
	市民活動団体の主体的なまちづくり活動を支援するため、草加市ふるさとまちづくり応援基金助成事業規則に基づき団体の活動に必要な費用の一部を助成します。
■成果指標	市民活動センター登録団体数
	多様な主体によるコミュニティ活動が盛んになることを目指します。
■関連分野別計画等	草加市ふるさとまちづくり応援基金助成事業規則 市民活動センター協働のひろば運営会議設置要綱

■市民検証委員会による評価の視点

- 新たに組織化した町会・自治会の数
- 町会・自治会の加入率
- 町会・自治会などにおける地域の担い手の数
- 地域のイベントに携わる市民の数
- 地域で支え合い、お互いが助け合えるコミュニティがあると感じる市民の数

方向性5 福利厚生のあるコミュニティ（閉じこもり予防）

《関係条文》

（市民の権利）

第6条 市民は、まちづくりに関して、意見を表明し、提案する権利を有します。

2 市民は、お互いを尊重し、思いやる精神を基本として、まちづくりを行う権利を有します。

3 市民は、まちづくりに関して、市議会、市の保有する情報を知る権利を有します。

4 市民は、行政サービスを等しく受ける権利を有します。

（市民の責務）

第7条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりを行うよう努めます。

2 市民は、まちづくりを行うに当たり、自らの発言と行動に責任を持ちます。

3 市民は、公共の福祉、次世代への負担と市の将来を考え、前条の権利を濫用しません。

■現状と課題

草加市みんなでまちづくり自治基本条例の基本方針に基づき、「市民の自立と自律によるまちづくり」を支援してきました。

社会状況は大きく変化しており、少子高齢化・人口減少社会を迎え、自助・互助の基盤が弱まっています。複合的な課題を抱える市民は、自立と自律によるまちづくりが行えなくなり、地域との関わりが持てず、孤独感から閉じこもる傾向にあります。

今後については、地域で暮らす市民の孤独・不安に対し、新たな視点で地域における支え合いのまちづくりを行っていく必要があります。

■運用方針

地域の中で市民が孤独にならないよう、コミュニティ活動等の社会的居場所があり、地域で声を掛け助け合う活動を支援し、地域と関わりを持つことで市民同士の支え合いができる地域力の強化に取り組みます。

■総合振興計画の関係施策

■施策	16総合的な高年者施策の推進
■施策の柱	02社会参加と生きがいづくり
■活動指標	- 地域住民が主体となる地域づくりや支え合いの活動を生活支援コーディネーターが調整・支援を行います。
■成果指標	生活支援コーディネーターと連携し、地域づくりや支え合いの活動を行う団体数 生活支援コーディネーターと連携を図り、地域づくりや支え合いの活動を行う団体等を創設・支援し、市民が活用できる地域資源を増やします。
■関連分野別計画等	草加市高年者プラン

■施策	23地域福祉の推進
■施策の柱	01地域福祉活動の推進
■活動指標	CSW延相談件数 CSWの計画的な配置や積極的な周知活動などを通じ、CSWに相談しやすい環境を整備します。
■成果指標	- 伴走的な支援や地域の相談体制づくりなどに取り組み、いきいきと安心して暮らすことのできる環境の整備に努めます。
■関連分野別計画等	草加市地域福祉リンクプラン

■市民検証委員会による評価の視点

- 地域で市民同士の支え合う活動や居場所の数
- 閉じこもらず、地域に出てコミュニティに関わる市民の数
- 身近で活躍する市民コーディネーターの満足度

方向性 6 職員の政策力の向上と協働で取り組む環境・基盤の整備

方向性 7 現場創発による政策実現に向けた予算の確保

《関係条文》

(人材の育成)

第18条 市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、学習の機会を提供するとともに、専門家の派遣などの技術的な支援を行い人材を育成します。

2 市民は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、自らまちづくりに関する学習に努め、人材の育成に努めます。

3 市は、パートナーシップによるまちづくりに必要な能力を備えた市職員の育成に努めます。

■現状と課題

草加市みんなでまちづくり自治基本条例により、市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりに取り組んでおり、市民と行政との協働によるまちづくりが進められてきました。

引き続き、市民との協働を進めていくため、草加の未来を想い、意識・能力・知識を職員同士で高め合い、自ら考え行動する職員を育成していく必要があります。

■運用方針

行政課題が複雑化・高度化する中で、職員の業務知識・実務能力の定着に加え、職員が地域の中で市民と共に課題を分析し、政策形成につなげられる環境・基盤の整備を図ります。

■総合振興計画の関係施策

■施策	35市民とともに考え行動する職員の育成
■施策の柱	01職員人材育成の充実
■活動指標	人材育成システム(人事評価)と連動した内容の研修を実施した数 プロ意識を持った、市民とともに考え行動する職員を育成するため、「人材育成の4つの視点」(研修の基本方針)等にもとづき、各種研修を実施します。特に、地方公務員法改正を踏まえ、人材育成システム(人事評価)と連動した内容の研修を実施するなど、人材育成システム(人事評価)を活用した能力開発に取り組みます。
■成果指標	- 研修の実施により、職員の能力、知識、技能の向上を目指します。
■関連分野別計画等	-

■施策	37社会ニーズへの的確な対応
■施策の柱	03組織の整備
■活動指標	組織横断的な検討・調整会議(CFT会議)の実施回数 社会ニーズに的確に対応するため、組織横断的な対応が可能な組織による検討及び調整を継続して行っていきます。
■成果指標	- 様々なニーズに的確に対応し、組織の機能性を向上させます。
■関連分野別計画等	-

■施策	40計画的で効果的な行政の推進
■施策の柱	01計画行政の推進
■活動指標	- 計画-実行-検証-改善の仕組みをさらに強化し、限られた財源の中で実施計画による適切な進行管理により、確実に施策の目標を実現することができるよう、現状認識及び意識の向上を図ります。
■成果指標	実施計画の各指標における成果指標の達成率 実施計画で定めた各成果指標が、各年度の目標値を達成することをめざします。
■関連分野別計画等	草加市版総合戦略・草加市人口ビジョン

■市民検証委員会による評価の視点

- 本条例の主旨に対する職員の認識度
- 市職員が地域の中で、市民と共に政策形成を実施